

科学研究費助成事業（科学研究費補助金）研究成果報告書

平成 24 年 5 月 15 日現在

機関番号：11101

研究種目：基盤研究(C)

研究期間：2009～2011

課題番号：21530021

研究課題名（和文） 議院内閣制下の国会・内閣による「統治」の協働と権力分立論との関係

研究課題名（英文） Cooperation of government by Parliament and Cabinet in the Parliamentary Government and the doctrine of separation of state powers

研究代表者 堀内 健志 (TAKESHI HORIUCHI)

弘前大学・人文学部・特命教授

研究者番号：80070192

研究成果の概要（和文）：議院内閣制下の国会・内閣による「統治」の協働は、内閣総理大臣が、国会の統制のもと、その信任を得ながら必要に応じて法律制定を実現でき、むしろ自発的、強力に「統治」を行えることを意味し、権力分立論は国民の政治的自由確保のために「行政」が「法律執行」に努めるべきことを目標とするもので、両者は調和的に理解できることを明らかにしました。

研究成果の概要（英文）：1. Problem 2. G.Jellinek and H.Kelsen, two theories of state, two ideas of state organ 3. Critical opinion by H.Kelsen against the doctrine of separation of state powers 4. Montesquieu's doctrine of separation of state powers and Bagehot's cabinetpolitics 5. Conclusion, reconstruction as positive law

交付決定額

（金額単位：円）

	直接経費	間接経費	合計
2009年度	300,000	90,000	390,000
2010年度	300,000	90,000	390,000
2011年度	200,000	60,000	260,000
年度			
年度			
総計	800,000	240,000	1,040,000

研究分野：社会科学

科研費の分科・細目：法学・公法学

キーワード：国法学、議院内閣制、権力分立、統治、立法

1. 研究開始当初の背景

(1)本研究は、現代民主制下の議院内閣制における、議会と内閣との関連がどのように機能すべきかという問題を権力分立原理との関係という視点から研究しようとするものです。これまでの研究課題において、一貫している問題関心は、「立法・行政」をめぐる権力分立原理に関わるものでした。とくに、「法律執行」に組み尽くされ得ない「行政」のなかの要素を「法律」との関係で立憲理論上どのように法理論上位置づけるべきかという

ことが中心課題でした。今回の研究課題は、こうした研究成果を前提としていることは、言うまでもありません。

しかし、現代民主制における議院内閣制下の国会と内閣による「統治」の共働という側面については、近年新たにわたくしの研究テーマに加えているもので、これをさらに進めて、両者の関係を究明することになります。その意味において、これまでの先行研究の成果を踏まえつつ、その延長線上に浮上する格好の研究課題が本研究であるということに

なります。

(2)すでに「立法」「行政」についての権限分配の原理や「統治」作用に関する端緒となった文献は読んでおり、今回一層本格的に関連の多くの文献を収集して、まとまった研究成果を得たいと切に念願するものでした。これまで約30年余にも及ぶ研究生活を、あえてこの場所を変えずに研究施設、とくに基礎文献を充実させてきました。従って、本研究課題に関する基礎的な資料は整っていますが、その先のとくに議院内閣制下での国会と内閣による「政策形成・実施」関連の文献、諸資料などについては、今回さらに網羅的に収集して、この課題について心機一新して学界に寄与しうる成果を提示したいと考えました。

2. 研究の目的

(1)こんにちの現代議院内閣制において、伝統的な「立法」「行政」という権限の分配を中心とする「権力分立」論だけでは、危機管理や有事法制などの「統治」作用を国会と内閣によるいわば共同運営・管理の問題が充分には説明しきれないことが指摘されています。

そこで、本研究はこの「国政」「統治」についての国会と内閣による「政策形成・実施」という政治的・動態的把握と伝統的な「立法」「行政」の法規範学上の権限内容の静態的把握との関連を明らかにすることを直接の目的・課題として設定しました。

もちろん、上の目的を達成するためには、その基礎作業が前提となります。3年計画のなかでは、まず危機管理国家といわれるこんにちの国家課題とその「統治」作用としての性格を明らかにしなくてはなりません。もともと、米国での「執政権」の概念、さらには仏・独国の「統治」概念で意図されてきたものが語られてきていますので、その意義、及びその両者の関連についても比較法学的に究明することが必要です。

さらには、伝統的な「権力分立」論での「立法」「行政」の法規範学上の概念の再構成の問題もこんにちまだ必ずしも明確にされていません。この点については私は、これまでの研究でかなりの蓄積がありました。

が、問題はこの本研究テーマに掲げたごとき、その両者の関連如何ということで、これは学問的には難問だと思われま。政治学と公法学との科学方法論的な吟味を要するものと見えますが、これについて打ち込んで研究してみようと考えました。

(2)上のごとき研究は、従来の憲法学が近代立憲主義の発展過程を君主制下での権力分立、議院内閣制の成立という経緯に依存し、民主制下での新しい統治組織論を展開できないできたことに鑑みると、おそらく画期的な意義を有すると思われました。

わが国の従来の公法学では、「行政」を一方では「法律執行」に重ね合わせ、「法の支配」的要請が強調され、他方においては「行政」の機動的・弾力的な政策立案・実施が必ずしも「法律執行」には納まりきれないということが、いわば同時的に語られてきていて、この両者の整合的構成が図られて来なかったのです。

かかる状況下において、議院内閣制下での国会・内閣の共働任務としての「執政」「統治」の運営・実施の部分と「法律執行」的部分の法理論的吟味、説得力ある区別についての意義の解明は、学問的にも、また政治実践的にも切に期待されているものと言えるでしょう。

この問題について、実は読売新聞社が憲法改正2004年試案で国会について、現行憲法41条前段の「国会の国権の最高機関」の箇所を削除して「国民の代表機関として、国政の適正な運営を図る」とする条項(52条2項)を挿入すべきことを掲げていることに、その今日的意義が表明されています。

また、上述のように、本研究テーマは比較法学的にも、米国の「執政権」、仏・独国の「統治」概念の研究にも共通する、現代憲法学の注目しうる研究課題となっていると考えられます。

3. 研究の方法

(1)本研究では、現代民主制における議院内閣制に関する文献を十分に収集してこれまで所持している主として権力分立原理関連の成果と組み合わせて両者の関係を明らかにしようとするものです。

(2)具体的にはつぎのように進めることになりました。

平成21年度には、本研究は、研究分担者はおらず、また、海外共同研究を含んでいませんので、これらの事項には該当しません。そこで、その他の計画・方法を以下記すことと致します。

すでに本研究テーマを構想するにいたる過程で入手した原資料は手元にありますが、とくに現代民主制における議院内閣制下での「統治」作用の実施とこれへのコントロールなどについての新しい問題について、本格的究明を行うためには、さらに多くの米・仏・独国の関連文献を購入する必要があります。

この21年度は主として外国法学文献による比較法学的研究に主力が注がれることになり、旅費、謝金はこの文献収集及びその整理のために充てられるものでした。

平成22年度以降には、わが国の文献のなかにも、本研究テーマにとり改めて掘り起こし、見直しすべきものがあり、古くは明治憲法期の文献やとくに現行憲法制定過程にお

ける憲法史的な資料のなかにも、本研究の視点から今一度読み直すべき文献があると見ていました。

従って、22年度はこうしたわが国の文献を中心として研究することになります。そしてさらに、23年度には、かかる2年間の成果を合わせて、本テーマに関する注目すべき実り豊かな比較法学的成果を獲得でき、また、これに止まらず、その実定法論的構築まで獲得できるものと確信しています。

4. 研究成果

(1)従来の憲法学説では、憲法上の「立法・行政」関係について、一方では「行政」は限りなく「法律執行」に徹するべきことが唱えられるが、他方ではこの「法律執行」では説明できない「統治」「執政」という領域が「行政」に含まれているとされてきました。

これをどのように調和させて理解するかという課題に、本研究が本格的に取り組んできたのです。

(2)そこでまず、この課題じしんの学問的位置づけとして、本研究では一般的に「権力分離」論をH・ケルゼンの純粹法学との対話を通じてそのイデオロギー性を明らかにすることから始めました。この理論は近代憲法における君主の権威を背景とする「行政」・政府と人民の意思を具現する「立法」・議会との歴史的二元的対立の下での国家構造を反映させたものであることが明らかとなりました。

(3)が、これでしかし、問題が終わったわけではなく、ここが出発点となります。かかる歴史的背景を持ちながら、この議論のなかで、本研究課題の議院内閣制下の「国会・内閣」による「統治」の協働と権力分立論との関係はどのように調和的に理解されるのかが問われるのです。本研究の創造的な成果は次のようになります。

(4)モンテスキューに代表される「権力分立」論について。この理論では、確かにまずは、国民の「政治的自由」の確保のために、国家権力は一つの機関に集中することなく立法・行政（執行権）・司法の権限も異なる機関に分離して行使されることが要請されます。

ただ、H・ケルゼンの言うように、法規範の創設・執行の段階構造のもとで、制定された立法は執行権により適用され、また法律に従って司法が行われるのです。従って、これらの機関が全く独立別個にこれらの権限を行使するというにはならないのです。

(5)つぎに、議院内閣制下の国会・内閣による「統治」の協働を理解するには、バジヨットの議論の理解が重要であります。彼のモンテスキュー批判はよく知られていますが、しかし、彼の関心事は当時のアメリカ大統領型

との比較でイギリス型議院内閣制の利点を説くことであつたのです。総理大臣は議会内での批判を受け、信任がなければ地位を失うが、逆にこの信任をもとにして「統治」つまり政策を強力に実行でき、必要があれば「法律」制定も手中に収められるのです。アメリカ大統領型では、必ずしもこれは簡単ではないし、議会の協力を得られないのです。

(6)このようにして、議院内閣制下の国会・内閣による「統治」の協働と権力分立論の関係は、一見相矛盾するようには見えましたが、実は両者はそれぞれ異なる場面での議論であつたのです。「行政」は限りなく「法律執行」であるべしというのは、「立法」との間の権力分立論の視点からそのことが国民の「政治的自由」の確保のために要請されたものであります。が、「統治」の実現は、議院内閣制においてむしろ内閣が国会の統制のもと必要に応じて自発的に「法律」案を提出して国家目的の実現をはかるべしということを目論んでいたのです。両者は調和的に理解できるということになります。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

〔雑誌論文〕(計4件)

①堀内健志、議院内閣制下の国会・内閣による「統治」の協働と権力分立論との関係・覚書(二・完)、弘前大学人文学部『人文社会論叢』(社会科学編)、査読無、26号、2011、89-100

②堀内健志、憲法上の「立法・司法」関係のロジック、『青森法政論叢』(青森法学会)査読有、12号、2011、98-107

③堀内健志、議院内閣制下の国会・内閣による「統治」の協働と権力分立論との関係・覚書(その一)、弘前大学人文学部『人文社会論叢』(社会科学編)、査読無、24号、2010、161-176

④堀内健志、K・ヘッセの憲法論・雑感一とくに「立法」概念の現代国家的構成をめぐって、『青森法政論叢』(青森法学会)査読有、11号、2010、91-103

〔学会発表〕(計0件)

〔図書〕(計1件)

①堀内健志、憲法理論研究、弘前大学出版会、査読有、2011、685

〔産業財産権〕

○出願状況(計0件)

名称:

発明者：
権利者：
種類：
番号：
出願年月日：
国内外の別：

○取得状況（計0件）

名称：
発明者：
権利者：
種類：
番号：
取得年月日：
国内外の別：

〔その他〕
ホームページ等

6. 研究組織

(1) 研究代表者

堀内 健志

(TAKESHI HORIUCHI)

弘前大学・人文学部・特命教授

研究者番号：80070192

(2) 研究分担者

(0)

研究者番号：

(3) 連携研究者

(0)

研究者番号：

